

次期「滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する基本計画」 の策定について

1 趣旨

本県では、平成27年3月に「滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する基本計画」を改定し、平成27年度から5年間を計画期間として、配偶者からの暴力(以下「DV」)の防止と被害者の適切な保護および自立支援にかかる取組を進めてきたところである。

DVを背景とする児童虐待事案の増加や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」)の改正などを踏まえ、DV被害者の保護対策の強化を図る必要があることから、計画期間の満了に併せて次期計画を策定する。

2 計画の位置づけ

この計画は、DV防止法第2条の3第1項の規定に基づく、都道府県基本計画の位置づけとする。

3 計画期間

令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)

4 スケジュール

令和元年(2019年)	7月12日	市町担当者会議開催
	7月24日	滋賀県DV問題対策会議開催

	10月4日	厚生・産業常任委員会報告(骨子案)
	10月21日	滋賀県DV問題対策会議開催
	12月13日	厚生・産業常任委員会報告(素案)
令和2年(2020年)	1月	意見・情報の募集、市町意見照会
	3月	厚生・産業常任委員会報告(最終案) 策定・公表

滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する基本計画の概要と次期計画の策定について

1 現行計画の概要

【背景と趣旨】

配偶者からの暴力であるドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という。)は、犯罪行為を含む重大な人権侵害である。本計画は、DVを社会的な問題として捉え、広報啓発から相談、一時保護、保護命令制度の利用についての援助、被害者の自立支援に至るまで広範多岐にわたる施策を総合的かつ計画的に実施するために策定されたものである。

■ 計画の性格

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第1項の規定に基づく都道府県基本計画

■ 計画期間

平成27年度(2015年度)から平成31年度(2019年度)までの5年間

基本理念

配偶者からの暴力が犯罪行為を含む重大な人権侵害であるとの基本的な考え方のもと、人権が擁護され、男女が互いを尊重する社会の実現を目指す。

<目指す社会>

- ・DVを容認しない社会
- ・被害者が適切な保護や支援を受けることのできる社会
- ・被害者が自立し、安全に安心して暮らすことのできる社会

<配偶者等からの暴力の一例>

- ・身体的暴力…殴られる, 蹴られる, 物を投げられる
- ・精神的暴力…口汚くののしられる, 無視される
- ・経済的暴力…生活費を渡さない
- ・性的暴力 …性行為・中絶を強要する

2 現行計画の主な取組

I 教育・啓発などDVの未然防止に向けた取組の推進

- ◆ DVに関する正確な知識を高めるための教育・啓発に取り組む。
- 【取組例】
 - ・パートナーシップセミナーの開催(H30実績:3回265名受講)
 - ・若年層向けデートDV防止啓発DVDを活用した啓発促進(H30実績:29校)

II 早期発見・相談体制の強化

- ◆ 相談窓口の周知や相談員のスキルアップを図り、誰もが安心できる相談環境づくりを進める。
- 【取組例】
 - ・啓発グッズの作成と配布(H30実績:DV啓発リーフレット8,000部作成・配布)
 - ・DV相談専門研修の実施(H30実績:全6日12コマ、延べ338名受講、全コマ修了者18名)
 - ・専門相談(DVカウンセリング)の実施(H30実績:93件)

III 被害者の安全確保および保護体制の充実

- ◆ 被害者の安全確保を第一に行うとともに、個々の状況に応じた保護体制の充実に取り組む。
- 【取組例】
 - ・一時保護所における夜間警備員の配置(H30実績:4日間)
 - ・一時保護委託の実施(H30実績:実人数36名、延べ460日)

IV 被害者への切れ目のない自立支援

- ◆ 経済的支援、就業支援、心理的ケアなど、切れ目のない自立支援に取り組む。
- 【取組例】
 - ・離婚や親権等に対する弁護士による法律相談の実施(H30実績:延べ相談人数74名)
 - ・民間教育訓練機関等を活用した職業訓練等の実施(H30実績:16名受講)

V 子どもを守る取組と支援

- ◆ DV家庭に同居する子どもを児童虐待から守り、安全・安心な生活に向けた支援に取り組む。
- 【取組例】
 - ・ひとり親家庭に対するホームフレンドの派遣(H30実績:10家庭 120回)

VI 関係機関・団体等への支援と連携、協力

- ◆ 市町や関係機関、民間団体と連携協力し、社会全体で効果的なDV対策の取組を推進する。
- 【取組例】
 - ・滋賀県DV問題対策会議の開催(H30実績:1回)
 - ・女性相談実務担当職員研修会開催(H30実績:1回)

支援の流れ

①未然防止

②早期発見

③被害者の保護

④自立支援

⑤子どもへの支援

⑥関係機関との連携

【数値目標の推移】

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	目標値
①配偶者暴力相談支援センターの県民認知度	6.9%	5年に1回実施される県民意識調査から実績算出(令和元年秋判明予定)				50%
②DV防止基本計画策定市町数	11市町	14市町	14市町	15市町	16市町	19市町
③若年層向けDV防止啓発DVD活用高校数	23校	25校	28校	27校	29校	全校(47校→44校)

3 DVをめぐる状況

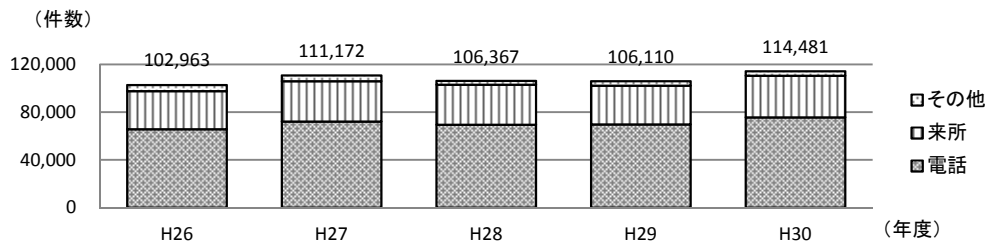
《配偶者暴力相談支援センターとは》

➤ DV防止法第3条で、①相談、②医学的・心理学的指導、③一時保護、④自立支援のための情報提供・援助、⑤保護命令制度に関する情報提供・援助、⑥被害者を移住させ保護する施設の利用に関する情報提供・援助を行う機関とされている相談機関のこと。

(1) 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

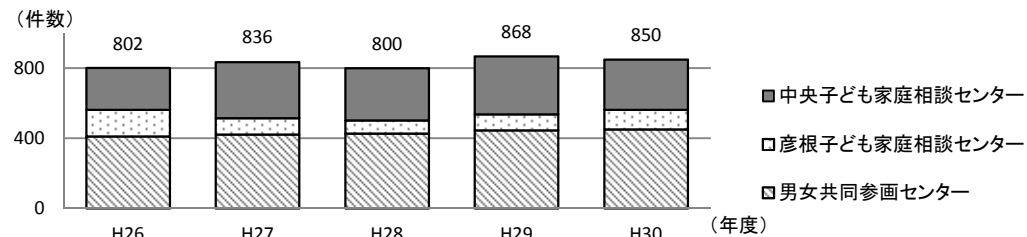
【全国の状況】

➤ 5年連続10万件超



【滋賀県の状況】

➤ H25以降は800～900件を推移

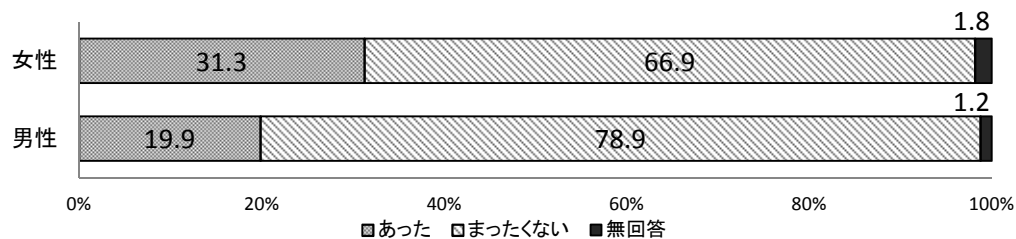


滋賀県では、中央子ども家庭相談センター、彦根子ども家庭相談センター、県立男女共同参画センター(G-NETしが)を配偶者暴力相談支援センターとして定めている。

(2) DVの被害経験(性別)

【全国の状況】

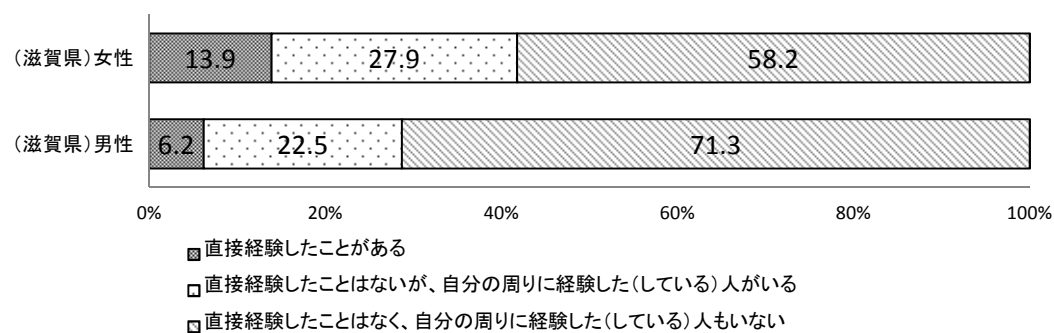
男女間における暴力に関する調査結果(H29.年12月実施)から抜粋



※「あった」と回答したうち、女性の13.8%、男性の4.8%が「何度もあった」と回答している。

【滋賀県の状況】

男女共同参画づくりに向けた県民意識調査(H26年7月実施)の結果



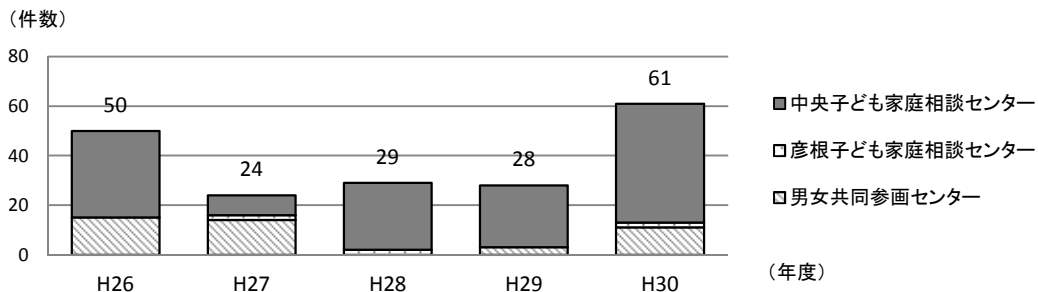
- 本県の配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数は全国とほぼ同様で横ばいの傾向。
- DV相談件数が横ばいとなっている主な理由としては、基礎自治体である身近な市町の窓口への相談の増加が背景にあると考えられる。
- 全国では、「女性の3人に1人」、「男性の約5人に1人」は、DVの被害経験があり、女性の約7人に1人は何度も受けている状況。
- 滋賀県では、「女性の約7人に1人」「男性の約16人に1人」はDVの被害経験があり、「直接経験したことはないが周りに経験した(している)人がいる」を合わせると、女性の41.8%、男性の28.7%がDVを直接または間接的に経験している状況。
- 全国的には女性の約5人に1人がデートDV(交際相手からの暴力)の被害経験がある。

3 DVをめぐる状況

(3) 滋賀県の状況

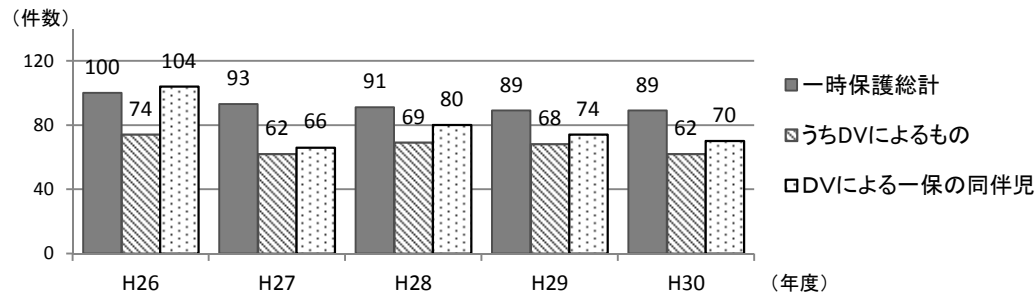
① DV防止法第6条による通報を受けた件数

- 中央子ども家庭相談センターへの通報の割合が高い。



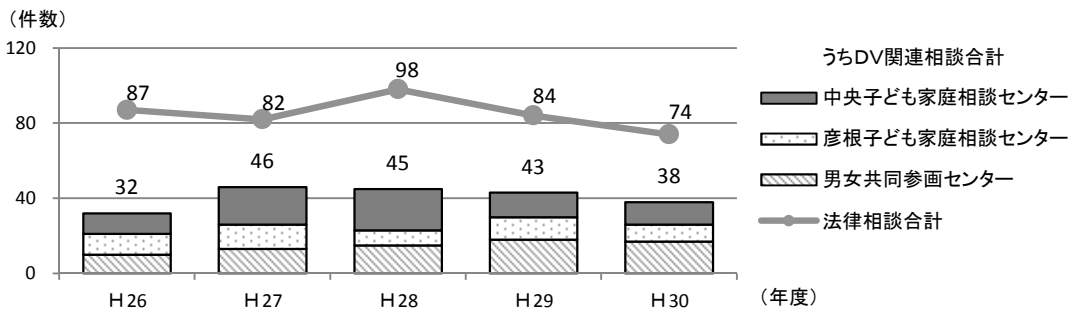
② 一時保護件数

- 一時保護件数のうち半数以上がDVを理由とするもの(H30:64.6%)



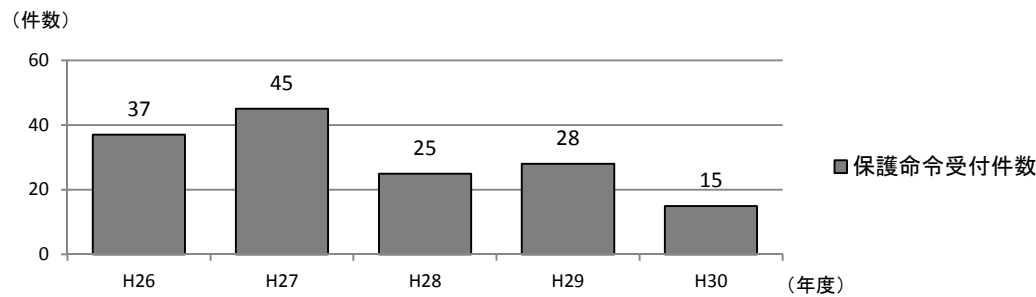
③ 配偶者暴力相談支援センターにおける法律相談件数

- 中央子家相・男女センター:毎月1回、彦根子家相:2ヶ月に1回実施



④ 保護命令受付件数(大津地裁分)

- 全国の状況と同じく減少傾向(要因:発令の難しさ等)



《保護命令とは》

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律による、配偶者暴力から被害者を保護するために地方裁判所が発令する命令。
- その内容は、被害者が更なる配偶者からの暴力によりその生命または身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、被害者の申立てにより、地方裁判所が、加害者に対し、被害者への接近禁止(6か月)や一定期間、住居からの退去(2か月)を目地するものである。命令に違反した場合には、1年以下の懲役または100万円以下の罰金が課せられる。

4 課題（論点）

（1）DVの未然防止に向けた取組

- ① DVの啓発活動が関係機関に向けたものに留まっている。
- ② 加害者更生に向けた取組の検討が必要である。

（2）早期発見・相談体制の強化

- ① 相談後の対応が見えづらく、被害者が相談に躊躇している可能性がある。
- ② 男性相談窓口の周知に向けた取組が不足している。
- ③ 外国人や障害者である被害者に対する支援体制の強化が必要である。

（3）被害者の保護

- ① 相談現場からは「一時保護委託先の新規開拓が必要である」との声が挙がっている。

（4）被害者の自立支援

- ① 保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲の拡大に関するDV防止法改正に対応する。

（5）子どもを守る取組

- ① 児童虐待に対応する機関との連携強化が必要である。
- ② 被害者の同伴児に対する学習支援や心理的ケアの体制の充実が必要である。

（6）関係機関・団体との連携・協力

- ① DVの未然防止から、早期発見、一時保護、自立支援が切れ目なく行えるように、県・市町・関係機関・民間団体等による連携を強化し、社会全体で効果的な取組を推進する。

5 次期計画について

現行計画の評価

- 現行計画における各施策については、関係各課で取り組んでいるところ。
- 数値目標のうち、2つは概ね達成できている。

次期計画の方向性

- 現行計画の体系は維持し、現在取り組んでいる各施策に継続して取り組む。
- DVを背景とする児童虐待事案の増加やDV防止法の改正などを踏まえ、新しく取り組むべき施策を追加する。
- 現行計画の数値目標の評価を踏まえ、次期計画を着実に実施し、経年の評価を行うことができる数値目標を設定する。
- SDGsの17ある目標のうち「すべての人の健康と福祉」と「ジェンダー平等」の視点を取り入れ、被害者およびその子どもを守り、DVを許さない持続可能な社会の実現を目指す。

策定のポイント

（1）DVの未然防止に向けた啓発の強化

DV被害者もDV加害者も生み出さない社会の実現を目指し、市町・企業・学校等と連携して、「DVは重大な人権侵害である」という意識を醸成するための予防啓発に取り組む。

（2）児童虐待に対応する機関との連携強化

DV防止法改正の趣旨を踏まえ、児童虐待に対応する機関との連携に向けた取組が必要であることから、子ども家庭相談センターと配偶者暴力相談支援センターとのより一層の連携強化を図る。

（3）一時保護体制の充実

被害者の適切な保護を実施できるよう体制強化を図る。

次期「滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する基本計画」(骨子案)

I 計画策定に関する基本的な考え方

- 1 計画の性格
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3 第1項の規定に基づく都道府県基本計画
- 2 計画期間 令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)

II 滋賀県のDVをめぐる現状と課題

1 現状	(H26)	(H30)
➢ 配暴センターにおけるDV相談件数	802件	→ 850件
➢ DVによる一時保護件数(委託含む)	74件	→ 62件
➢ 配暴センターにおける法律相談件数(DV関連のみ)	32件	→ 38件
➢ 保護命令受付件数(大津地裁分)	37件	→ 15件

現行計画における数値目標の状況	H26年度	H30	目標
①配暴センターの県民認知度	6.9%	※1	50%
②DV防止基本計画策定市町数	11市町	16市町	19市町
③啓発DVD活用高校数	23校	29校	全校 ※2 (47校→44校)

※1 今年度実施される県民意識調査から実績算出(令和元年秋季判明予定)
※2 統廃合により、現行計画策定時より学校数3校減

2. 課題(論点)

(1)DV未然防止に関する取組

- ・DVの啓発活動が関係機関に向けたものに留まっている。
- ・加害者更生に向けた取組の検討が必要である。

(2)早期発見・相談体制の充実

- ・相談後の対応が見えづらい可能性がある。
- ・男性相談窓口の周知に向けた取組が不足している。
- ・外国人・障害者である被害者への支援体制の強化が必要である。

(3)被害者の保護

- ・一時保護委託先の新規開拓に向けた取組が求められている。

(4)被害者の自立支援

- ・保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲拡大等のDV防止法改正に対応する。

(5)子どもを守る取組

- ・児童虐待対応との連携強化が必要である。

(6)関係機関・団体との連携、協力

- ・市町・民間団体、関係機関とのより一層の連携が必要とされる。

策定のポイント

(1)DVの未然防止に向けた啓発の強化

DV被害者もDV加害者も生み出さない社会の実現を目指し、市町・企業・学校等と連携して、「DVは重大な人権侵害である」という意識を醸成するための予防啓発に取り組む。

(2)児童虐待に対応する機関との連携強化

DV防止法改正の趣旨を踏まえ、児童虐待に対応する機関との連携に向けた取組が必要であることから、子ども家庭相談センターと配偶者暴力相談支援センターとのより一層の連携強化を図る。

(3)一時保護体制の充実

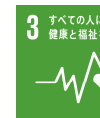
被害者の適切な保護を実施できるよう体制強化を図る。

III 基本理念

配偶者からの暴力は重大な人権侵害との認識のもと、一人ひとりの人権を擁護し、男女が互いを尊重する社会の実現

目指す社会

- 1 DVを許さない社会
- 2 DV被害者と子どもが適切な支援を受け、安全・安心に暮らせる社会
- 3 DV被害者が自立し、幸せを実感できる社会



IV 施策の体系と主な取組

1 DVを許さない社会の実現

(1)啓発・未然防止対策の推進

【重点取組】

★市町、企業等と連携した予防啓発

★加害者に対して気づきを促すための啓発等への取組

(2)地域、学校、家庭等における人権教育の推進、男女共同参画の推進

(3)交際相手からの暴力(デートDV)に関する教育、研修など若年層への啓発強化

2 早期発見・相談体制の強化

(1)被害の早期発見に向けた広報・啓発と相談体制の強化

【重点取組】

★相談内容に応じた相談機関の明確化と早期に相談窓口につなげる仕組みの構築

★男性被害者の支援へつなげるための啓発等の実施

★関係団体との連携による外国人・障害者に対する相談支援体制の強化

(2)相談員の資質向上に向けた研修の実施

3 被害者の安全確保及び保護体制の充実

(1)一時保護体制の充実

【重点取組】

★民間シェルターの活用等による被害者への支援の強化

(2)保護命令制度の適切な利用に向けた関係機関との調整等の支援の強化

(3)市町等DV担当者会議の開催等による住民基本台帳閲覧制限等にかかる手続きの共有と徹底

4 被害者への切れ目のない支援～未然防止から自立まで～

(1)一時保護解除後の住宅の確保や就業支援等の自立支援に向けて、市町・民間団体と連携した取組の実施

(2)被害者の安全・安心した暮らしに向けた心理的ケアや法律相談の実施

5 DV対応と児童虐待対応の連携強化

(1)配偶者暴力相談支援センターと児童虐待に対応する関係機関との連携の推進

【重点取組】

★配偶者暴力相談支援センターの各市町要保護児童対策地域協議会への参画による被害者と子どもの適切な支援

(2)被害者の同伴児に対する心理的ケアや学習支援の実施

(3)児童虐待対応職員に向けてDVの理解を図るための研修の実施

6 関係機関・団体等への支援と連携、協力

(1)DV対策のネットワークを構築し、実践的なDV対策の総合的な施策の在り方について検討

(2)加害者更正に関する調査研究